

# 日系四世受入れ制度に係る要件の見直しについて



## 背景

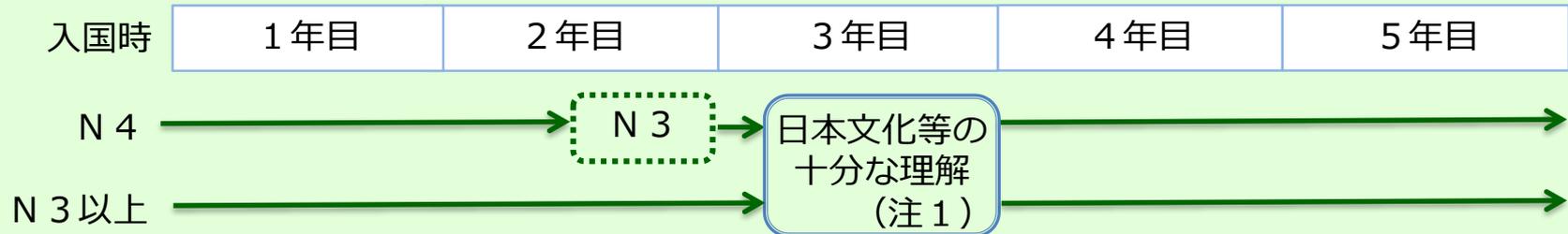
日系四世受入れ制度は、日系四世の方を受け入れ、日本文化を修得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と現地日系社会との結び付きを強める架け橋になる人材を育成することを目的として、平成30年7月1日に開始したものであるが、令和2年9月末現在、本制度の適用を受けた在留資格認定証明書交付数は121件、入国者数は87人とどまっている。

他方、現地日系人社会から、入国時の日本語能力要件（N4合格）を満たすことが困難であるとの声や、リーマンショック後に帰国した日系四世の方から、再度日本で生活したいといった声が上がっている。

## 対応

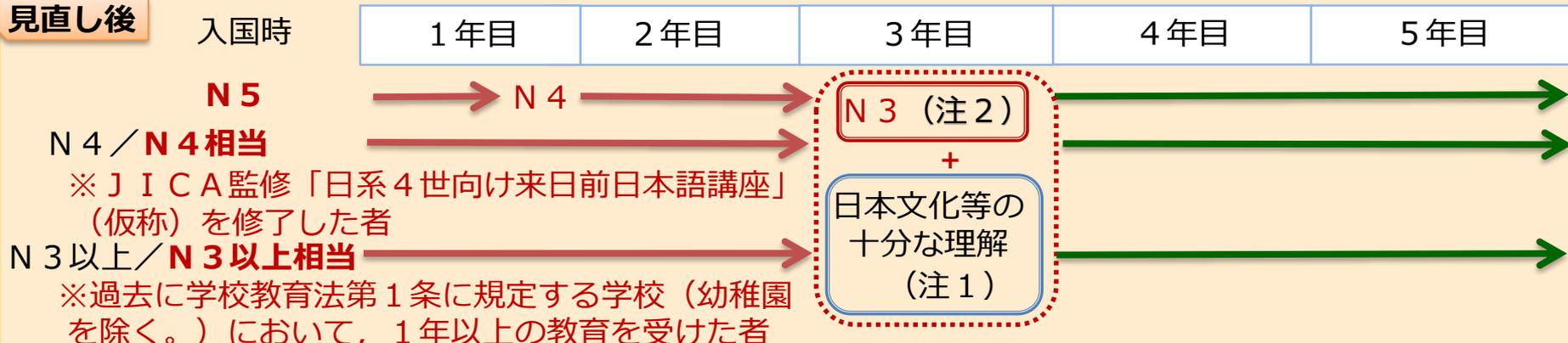
上記背景を踏まえ、本制度の利用促進を図るため、日本語能力要件を以下のとおり改める。

### 現行



（注1） N2合格、日本文化（茶道、華道、柔道等）に関する資格取得、自治体の活動や地域住民との交流会への継続的な参加等の地域社会の一員としての地位の確立などのいずれか

### 見直し後



（注2） 入国時にN3以上の試験に合格している者は、4年目移行時に改めてN3以上の試験合格は求めない。